

## 平成24年度第5回米子市公共下水道等使用料審議会

日時 平成25年1月23日（水）

午後2時10分から

場所 米子市下水道部中央ポンプ場

### 日 程

#### 1 開会

#### 2 議事

（報告事項）

（1）前回審議会開催結果について

（審議事項）

（2）使用料体系の見直しについて

ア 今後のスケジュールと前回までの本審議会の経過概要について

イ 温泉汚水の使用料について

ウ 下水道使用料改定案について

#### 3 その他

#### 【配布資料】

資料5—1 第4回審議会議事概要

資料5—2 下水道使用料改定スケジュール

資料5—3 第1回から第4回までの本審議会における委員意見概要

資料5—4 温泉汚水の使用料について

資料5—5 温泉汚水の使用料改定案

資料5—6 下水道使用料改定シミュレーション

平成 24 年度 第 4 回 米子市公共下水道等使用料審議会議事概要

1 開会

委員 11 人の内 8 人出席により定足数を満たしており、本会が成立していることを確認

2 議事

(報告事項)

(1) 前回審議会開催結果について (資料 4-1)

[説明者] 事務局 (宇田次長)

(概要)

前回審議会で、加藤委員から「上水道が値上げしないのはいつまでかわかる資料が欲しい」という要望があった。

水道ビジョンによると、「当面は現行の水道料金で運営する。」とあり、市議会平成 19 年 12 月定例会の全員協議会においても、10 年間は値上げしない予定であることが説明されている。

前回の本審議会で、下水道事業の経営健全化を図るため、平成 25 年度から平成 27 年度の 3 か年で赤字解消を図ることとし、使用料 9.51%の改定案を検討するという方向性が示された。この増収分を誰が(どの使用料区分の階層が)、いくら負担するのかを考える必要がある。これを踏まえて、今日は、使用料体系について、ご審議いただきたい。

また、実際の使用料改定は、当審議会からいただく答申を踏まえて、条例改正案を作成し、議会へ議案上程を行う。議決後に条例改正を行い、その後、住民周知期間を設けてからの改定となる。

使用料改定に当たっては、十分な審議をいただくことが必要なので、値上げ時期が年度当初にならない場合もあることをご承知おきいただきたい。

[質疑] 加藤委員

下水道使用料が値上げになっても、上水道の使用料は変わらないということですね。

[説明者] 事務局 (宇田次長)

そのとおりです。

(審議事項)

(2) 使用料体系の見直しについて (資料 4-2 ~ 4-8)

ア 使用料体系の種類と現状について

[説明者] 事務局 (藤岡係長)

(ア) 使用料体系の種類について (資料 4-2)

(概要)

使用料の基本となる制度の主なものには、水道料金に比例する制度、1世帯当たりや一人当たりの金額を定める定額使用料制、使用水量に比例して使用料を負担していただく従量使用料制、定額使用料制と従量使用料制の両方を兼ね備えた二部使用料制があり、それぞれ長所短所がある。

これにあわせて、汚水排出量が増えるほど使用料単価が高くなる累進使用料制、排水の水質に応じて使用料を区分する水質使用料制などがあり、それぞれに長所短所がある。

例えば、累進使用料制は、大量排出を抑制するという利点があるが、一方で、大口排出者の減が使用料収入に大きな影響を与えるため、累進度が高いと景気に左右されやすいというデメリットもある。

また、水質使用料制等の導入を行った場合は、対象者の把握、水質の認定、徴収事務経費が新たに生じるため、これらの経費が使用料に上乗せされる。

使用料は、使用者間の負担の公平を期す必要がある。

下水道の運営経費は、下水道使用者数や使用水量の多寡に関りなく固定的に必要な経費と、使用水量に応じて変動する経費に分かれる。

一般的には、固定的な経費は、基本使用料として賦課件数で割り、平等に負担することが望ましいとされており、一方、変動的な経費は、使用実態に合わせて負担することが望ましいとされている。

米子市の使用料体系は、これらの考えを踏まえて、累進従量制に基本使用料を併置する二部使用料制を採用しており、現実にも多くの地方公共団体で採用されている方法である。今回の体系見直しにおいても、基本使用料に累進従量制使用料を加算する現行の制度を採用したい。

固定的な経費としては、下水道の使用者数に対応して増減する経費として、使用料の賦課徴収に関する経費など、下水道使用者数及び排水量の多寡にかかわらず必要な経費として、施設の維持関係の経費、過去に借りた地方債の元利償還金の返済額などがある。

変動的な経費としては、下水道の排水量の多寡に応じて変動する経費として、動力費や薬品費などがある。

[説明者] 事務局（景井係長）

(イ) 一般排水使用水量別構成について(資料4-3)

(概要)

平成21年度から23年度までの使用水量別の年間件数、使用水量の構成の実績をグラフにしたものである。ここ3年間で大きな変動は見られない。

米子市では、基本水量10m<sup>3</sup>/月以下の世帯数が、全体の約3割を占めていることがわかる。(52,892件/168,120件)

[説明者] 事務局（藤岡係長）

(ウ) 使用料体系比較について(資料4-4)

(概要)

資料4-4は、以前の審議会資料でもお示ししたものである。

各自治体によって、下水道整備の状況、処理場の数、管渠の長さ等は様々であり、他市の使用料と単純比較をすることは、適当と言いき難い面もある。

しかし、住民感情としては、近隣市との比較を行うのはやむを得ないと考えられる。

このため、再度、今回資料として提示した。

[質疑] 伊藤委員

資料4-3の一般排水使用水量別構成について、使用水量0 m<sup>3</sup>の件数が一番多くなっていますが、使用が全くない件数が一番多いということですか。

[説明者] 事務局（景井係長）

栓は開けておられるが、検針で水量が上がっていないといったケースです。

[質疑] 細井会長

同じところに二つ栓を持っているケースもあるでしょうか。

[説明者] 事務局（景井係長）

外用、中用で使い分けられるケースもありますし、冬場は全く使われていないという場合もあります。

[質疑] 細井会長

世帯の数で見ると、2ヶ月で10 m<sup>3</sup>から40 m<sup>3</sup>ぐらい使っている世帯が大体同じぐらいが一番多いということになりますね。また、水量当たりでみると30 m<sup>3</sup>から50 m<sup>3</sup>ぐらいの人が一番、水量的には貢献しているということですね。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

それから、都会の場合は、一人暮らしの世帯が多くなる場合もあると思いますが、そうするとグラフの山のピークがもっと左の方になりますし、また逆に、大家族例えば3世代でお住まいの方々が多くなると、グラフの山のピークがもっと右の方になると思います。

[質疑] 細井会長

もしも、資料4-3のグラフを料金についても作るとすると、料金グラフの山のピークが水量グラフの山のピークより、もう少し右の方に来ることになるんですかね。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

そうですね。

[質疑] 細井会長

3年間だからそんなに大きな変化はないですね。

イ 基本水量及び基本料金について(資料4-5)

[説明者] 事務局（宇田次長）

## (概要)

使用料改定は、誰がいくら負担するか、つまり、どの使用料階層の方がいくら負担するかということを考えなければならない。

このため、①基本使用料の基本水量及び金額、②累進従量制のランク、それぞれの単価、③浴場汚水及び温泉汚水の使用料 の三点を考えていく必要がある。

まず、基本使用料について検討をお願いしたい。

## (ア) 基本使用料対象経費

基本使用料は、使用水量の大小に関係なく一定金額を負担していただくものである。

下水道事業は、施設型産業であり、固定的な経費の割合が非常に高い事業である。

このことから、下水道事業団が示す計算例に基づき、平成23年度の経費を分析すると、賦課徴収に係る経費（需要家費）と、固定費のうち地方債の元利償還金（資本費）を除いた固定的な維持管理費を合計し、賦課件数で割ると、理論上は1月当たり2,000円程度と現状よりもかなり高額になる。

しかし、近隣他市の状況及び現在の基本使用料が1,100円であることから、大幅なアップは困難と考えている。

## (イ) 改定案

8 m<sup>3</sup> 1,100円 (137.5円/m<sup>3</sup>)

事務局案として、基本料金の対象となる基本水量の引下げ を提案する。

水道料金の基本水量が8m<sup>3</sup>であること、また、今後単身の高齢世帯人員も増えていくと思われる、基本水量を0 m<sup>3</sup>とすると過度の節水意識を高めてしまう恐れがあること、合わせて、本市では元々昭和49年度の供用開始時の基本水量は8 m<sup>3</sup>であったことを踏まえ、基本水量を引き下げる。

10 m<sup>3</sup>を使用されている方は、実際に負担される使用料が上がるが、基本使用料は固定費の一部であり、基本水量が10 m<sup>3</sup>から8 m<sup>3</sup>に下がったからといって基本料金の対象経費が変わるわけではないので、基本料金を下げる理由にはならないと考える。

すべての使用者が負担するものなので、これにより6,000万円程度の増収が見込まれる。

## ウ 水量区分について(資料4-6)

[説明者] 事務局 (宇田次長)

### (改定案)

250 m<sup>3</sup>の区分を新設

水道料金の水量区分及び他市の状況を踏まえ、250 m<sup>3</sup>の区分を新設する。

これは事業所の区分になると思うが、区分を新設することにより、水資源保護・環境対策として、節水誘導型の料金体系を図ることも可能となる。

また、公平化の促進と企業誘致への配慮を行うとともに、景気の変動に左右されにくい財政運営を図るため、全体の累進度の引下げを行う必要も感じている。

## ◎使用料改定シミュレーション(資料4-7)

[説明者] 事務局（藤岡係長）

（概要）

イメージがわかりやすいように、アからウまでの考え方を元に一般排水の使用料の改定案について、シミュレーションを3ケース作成した。

このシミュレーションは、あくまでも「例」である。

どのケースも一般排水の使用料を9.6%程度上げ、1億5千万円から1億6千万円程度の増収を見込むように作成している。

つまり、基本使用料の改定幅が小さければ、基本使用料以外の部分＝累進従量制の部分で使用料収入増を図ったものである。

表は、上から、基本使用料、水量区分ごとの単価、消費税率、現行収入との比較による改定率、年間使用料収入見込み額、2か月分の使用水量別の使用料の額をケースごとに作成したものである。

左端が現在の使用料体系である。

下水道使用料は2か月ごとに徴収を行うため、基本料金を2か月分で作成した。つまり、現行制度で言えば、1か月の基本使用料は、10m<sup>3</sup>までが1,100円なので、2か月にすると20m<sup>3</sup>で2,200円（税抜き）となる。

ケース1：基本水量8m<sup>3</sup> 基本料金1,100円とし、250m<sup>3</sup>の水量区分を増設したもの。残りのランクを同率程度改定した案

ケース2：基本水量8m<sup>3</sup> 基本料金 1,200円 250m<sup>3</sup>の水量区分を増設したものの。ケース1に比べて、基本料金分の増収が大きくなるため、累進従量制の部分は抑えられる。

ケース3：現行制度の水量ランクのままとし、すべてのランクをほぼ同率改定したものの。円単位のため、改定率9.51%とはならない。

いずれのケースも調定額ベースで作成しているため、徴収率が下がれば、予定どおりの歳入が見込めない場合がある。

例えば、ケース1の場合の増収見込みは1億5,821万8千円だが、これは徴収率が100%の場合であり、平成23年度の徴収率97.91%を掛けると、1億5,491万円程度になる。もちろん、市としても、単に使用料の値上げをするだけではなく、一層の徴収努力を行っていく予定である。

なお、第1回目の審議会資料の資料11にあり山陰他市との使用料を比較すると、一般家庭の2か月40m<sup>3</sup>の使用料を見た場合、どのケースも近隣市と比較して鳥取市を除けば安い使用料となっている。

[質疑] 細井会長

事務局から、1億6,000万円程度増収になるような3つのパターンを作ってくださいました。皆さん、いかがですか。

[質疑] 佐藤委員

余談になるかもしれませんが、この度農集の使用料を公共下水道と料金統一されたわけで

すが、農集地域は大概井戸があります。それは把握されていますか。

[説明者] 事務局（景井係長）

農集地域につきましては、今年度から累進従量制に変更しておりますが、昨年調査をいたしまして、申告書を出していただき、水道水以外でどういう水をお使いでしょうかという確認も取っております。井戸水についても水道水とは別に排水されている水量の一部として、認定水量に加算しますので、使用料の計算に含まれております。

[質疑] 佐藤委員

どこまで把握されているかはわからないが、井戸水使用は、実際にかなりそういう部分があろうかと思えます。もう少し水量認定をシビアにされた方がいいのではないですか。申告制ならば、申告されていない人もいるのではないのでしょうか。

[説明者] 事務局（宇田次長）

水量認定につきましては、例えば地下水をお風呂だけに使っていると色々な場合がございます。一人当たり使用水量 $6\text{ m}^3$ という基準と、お風呂と台所とそれ以外の割合が大体決まっていますので、聞き取りによって認定させていただいています。農集の場合は、集落ごとに処理場がありますので、実際に賦課する水量と処理水量が集落ごとに出ますので、それがあまりにも差があるようなら、そこでまた調査等考えていかなければならないと思っております。

[質疑] 梅林委員

いろいろデータが出ておりますが、このケースの中で、市としてはどのようにお考えですか。

[説明者] 事務局（宇田次長）

今考えているのはケース1ということになりますが、これは一般排水のみのものでございますので、今後ご審議いただく公衆浴場や温泉排水によっても変わってこようかと思えます。

[質疑] 細井会長

ケース1が一番妥当だと考えておられる理由はこういったことでしょうか。

[説明者] 事務局（宇田次長）

基本水量を $8\text{ m}^3$ まで下げることについては先ほどご説明したとおりですし、それから1か月 $250\text{ m}^3$ 区分を新設しております。また累進度が現状よりも小さくなっております。ケース2は、基本料金が1,200円であり現在よりも高くなるので、小口使用者に厳しいのではないかということです。

[質疑] 加藤委員

資料4-3でも出ていましたが、基本水量が変わる影響を受ける（今まで基本料金だけだ

ったのが、超過料金も負担することになる) 区分、2 か月 17 m<sup>3</sup>から 20 m<sup>3</sup>の件数というのはどれぐらいでしょうか。

[質疑] 細井会長

一つの見込みが大体 3,000 件です。17 m<sup>3</sup>から 20 m<sup>3</sup>だから、それを 4 倍すればいいですね。

※  $3,000 \times 4 = 12,000$  件/年。全体でおよそ 180,000 件/年だから、全体件数比およそ 6~7% 程度。

[質疑] 加藤委員

ケース 1 とした場合、結局どれぐらいの割合の方が値上がりすることになるのでしょうか。16 m<sup>3</sup>までの方の料金は変わらないということですね。

※ 0~16 m<sup>3</sup>までの件数がおよそ 47,000 件/年。全体でおよそ 180,000 件/年だから、全体件数比およそ 25% は、料金が変わらないことになる。

[質疑] 宇田川委員

皆生温泉旅館の使用水量は大体どれぐらいでしょうか。大小あるかとは思いますが。

2,000 m<sup>3</sup>を超えているのでしょうか。収容人数によって大体決まっているとは思いますが。

[説明者] 事務局 (藤岡係長)

皆生温泉としての水量はすぐには持ち合わせておりませんが、第 2 回審議会資料 3 「規模別汚水量及び収入状況」を見ると、2,000 m<sup>3</sup>以上の件数が 412 件であり、これは年間件数だから 6 で割ると大口は、約 70 件弱ということになります。

[質疑] 細井会長

その中で皆生温泉は多いんですか。

[説明者] 事務局 (藤岡係長)

本日の資料 4-8 (浴場汚水及び温泉排水の資料) の 2 枚目で、皆生温泉のみということではなく、浴場汚水、温泉排水として市が認定した件数の合計を出しているものがあります。温泉排水の合計が 264 件となっておりまして、これを 6 で割ると温泉は 44 件になります。

[質疑] 細井会長

資料 4-8 の温泉排水の水量計 514,565 m<sup>3</sup>をその件数 264 件で割ればよいということですか。

※  $514,565 / 264 = 1,956$  m<sup>3</sup>/件

[説明者] 事務局 (宇田次長)

温泉排水については、そのとおりです。

[質疑] 宇田川委員

一般排水の使用料は資料4-7の一番下の表で分かりましたけど、温泉旅館の規模別、例えば500～600名使用で使用料がどれくらいになるかというのは、今分かりますか。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

温泉排水ではなく一般排水の場合になりますが、資料4-7の下の表を見ると、2か月で2,000m<sup>3</sup>使用の場合、現行では489,972円ですが、ケース1では527,599円となり、2か月でおよそ38,000円（7.7%）の値上がりになります。ケース1は、基本使用料の改定もしているため、ここのランクは、全体の改定率9.63%よりは低い改定率になっています。

[質疑] 細井会長

このあたりが、一般的な皆生温泉旅館の使用料になるのでしょうか。

少し温泉排水に触れられましたので、資料4-8を先に説明してもらいましょうか。

エ 浴場汚水及び温泉汚水について(資料4-8)

[説明者] 事務局（宇田次長）

(概要)

(ア) 浴場汚水使用料単価の考え方(案)

平均単価 162円(使用料/有収水量)の1/2を基本とする。

累進性にしない理由と、単価抑制の理由は、都道府県単位で入浴料金が定められており、物価統制令の対象となっている銭湯の汚水については、公衆衛生や生活上のミニマムを維持するため、経営に配慮する必要があるためである。

浴場汚水は、基本料金の範囲内で生活している使用者との比較により、料金水準の適正化を検討する必要がある。また、一般排水で採用している累進従量制は、大量使用を抑制する制度であり、浴場汚水については、採用しないこととする。

これらのことから、改定案を平均単価 162円(使用料/有収水量)の1/2を基本とするよう提案する。

(昭和49年度供用開始時も基本使用料単価40円/m<sup>3</sup>に対し、浴場汚水等はその1/2の20円/m<sup>3</sup>としており、本市の場合は平均使用料の1/2だという捉え方をしている。)

一般排水の使用料を9.51%程度改定することを踏まえ、浴場汚水単価についても9.51%程度改定し、84円(税抜き)としたい。

(イ) 温泉汚水使用料単価の考え方(案)

浴場汚水と同じ率で値上げする。

温泉汚水については、①汚濁の程度が良く、一般排水よりも処理経費が低いこと、②かけ流しの場合は、大量の排水が生じること、利用客が少なくても排水量を抑制することが困難であるという、温泉事業の性格があること、③市として政策上の配慮を行う必要があることから、84円としたい。

単価を84円にした場合、年間約850万円程度の増収が見込まれる。

先ほど、基本使用料のところでは約6,000万円程度の増収が見込まれると話したが、温泉污水及び浴場污水で850万円の増収があれば、必要額の残りを累進従量制のところでは賄うことになる。

[質疑] 細井会長

銭湯は都道府県で入浴料金が決まっているということは、下水道使用料が上がっても経営者がかぶらざるを得ないということですか。

[説明者] 事務局（宇田次長）

入浴料金の見直しも何年かに1回あると思いますし、県内でいうと本市70円/m<sup>3</sup>に対し、鳥取市は107円/m<sup>3</sup>ですので、県としては全体を見て銭湯の入浴料金を決めているということです。

[質疑] 宇田川委員

70円/m<sup>3</sup>が84円/m<sup>3</sup>に、2割上がるということですか。  
今、一定の水量で契約させていただいておりますよね。浴槽の容積というか。

[説明者] 事務局（宇田次長）

皆生は塩湯のため、水質的にメーターを付けると壊れるので水量認定が難しいということで、昭和56年から、浴槽1杯分とさせていただいております。

[質疑] 宇田川委員

一般排水は、累進従量制ということで使用量によって単価が変わってくるわけですが、一般排水の大口使用者も値上がりになるし、温泉も単価的に2割上がりますよという考え方でいいんですよね。これは、前回も言いましたが、大口使用者に配慮していただいた上で、こういう料金でどうかということなんです。

[説明者] 事務局（宇田次長）

累進の度合いについては、ある程度抑制する考えでおりますが、公平性ということから考えると2倍とかいうことになってしまいますので、先ほど申しました浴場污水等を1/2にというのはそういう部分があります。累進度についても、できるだけ2に近づけることが出来たらいいとは考えております。

一方、累進従量制をとっている理由としましては、大口使用者があるが故に施設の規模を大きくしなければならないということがありますので、大口使用者にたくさん負担していただくというような理由付けもございますので、累進度2というのは、一つの目安になるかと思っております。他市も累進度2以下にされているところはあまりないと思っております。

[質疑] 宇田川委員

大口使用者は、みなさんがコストの節約を考えておられるが、電気料金もあがりますし、経費削減はなかなか難しいというようなことを聞いたこともございます。  
我々温泉も、皆生温泉はほとんど湯元から買っているわけでございまして、年間数百万単

位になっていると思いますし、そういう中で（下水道財政の）事情も分かるわけですが、我々もいかにして温泉排水を減らすかとか、また、節水にも努めております。一般家庭のように、コーヒーを飲むのを減らすかとか、そういう世界であればともかく、事業者についてはダブル（一般排水と浴場汚水及び温泉排水）で値上げというのは…。

経済環境から、我々も追い風ではなく逆風の真っ最中ですので、事務局案の趣旨はわかりますが、これは我々事業者からの意見として、是非お考えいただきたいと思います。

[説明者] 事務局（宇田次長）

市全体としての施策に対するご意見だということでお聞きしました。

源泉から湯を買っているのではなかなか経費の圧縮を図りにくいという状況だということでございますけれども、温泉については、例えば源泉を市で持つとか、てこ入れを一般会計でされている市もございます。

ただ、下水道は下水道として1つの特別会計になっておりますので、一般会計でこの部分の施策が不足しているから下水の特別会計でやるということもなかなか難しい部分のございまして、それこそ最初の繰出金の話に戻ってこようかと思っておりますけれども、基準外の繰出しというの認められておりませんので、なかなか難しいと思います。

使用料体系については、温泉排水のところを減らすと、逆に一般排水の方でその分たくさんお願いすることになりますし、大口のところを減らすと一般家庭のところを増やすことになりますので、なかなかその調整が難しいと考えております。

従来の料金体系が正しいものとして一律で上げてしまう方法が一番簡単なんですけれども、この度はそうではなく、大元にかえて基本料金とはどういうものかとか、そういうところから始めておりますので、またいろいろご意見を伺いながら、次回に向けて調整してみたいと思います。

一応、原案としては、基本水量としては8 m<sup>3</sup>、250 m<sup>3</sup>のランクを新設して、ケース1のような形、それから浴場汚水及び温泉排水については2割アップの84円、そういう形で考えているということです。

[質疑] 細井会長

宇田川委員には温泉を含めて大手の意見としてご発言いただいて、あの方には主に市民のということで、どうお考えになるかということですね。

理屈で言うとケース1が妥当なのかもしれませんが、例えば米子というのは皆生温泉というのは一つの大きな産業だというふうなことを、市民なり行政なり市議会が判断されるならば、結局その辺でどうするかという話になるかと思えます。

[質疑] 上村委員

浴場の経営者にも結構負担が掛かってきますよね。

浴場はだんだん少なくなってやめていかれるという傾向もよく聞くんですけど、温泉もですけれど、お風呂のない方もありますし、そういうところも考えていかないと、その辺いい手がないでしょうかね。

[質疑] 宇田川委員

温泉でなくてもランニングコストが上がるばかりで、一方消費の方は以前よりも下がって  
いっているわけで、事業者の立場としては大変です。

[質疑] 加藤委員

浴場は、入浴料金を自由に決められないが、温泉は自由に決められるんですよね。

[説明者]事務局（宇田次長）

そのとおりです。

[質疑] 伊藤委員

浴場汚水、温泉排水が73.5円/m<sup>3</sup>（税込み）というのは、どういう基準で決められた  
ものですか。過去の経緯を教えてください。

[説明者]事務局（宇田次長）

供用開始時、一般排水40円/m<sup>3</sup>の時代に1/2の20円/m<sup>3</sup>でやっていたということです。

[質疑] 伊藤委員

1/2の根拠は何ですか。

[説明者]事務局（宇田次長）

米子市の条例は東京都の条例を参考にして作ってありますので、東京都でそういう料金体  
系だったということです。それで、ずっとそれを踏襲してきているということです。公平  
性の問題があるかもしれませんが。

[質疑] 伊藤委員

資料4-2でいうところの「用途別使用料制」に該当するんですね。

[説明者]事務局（藤岡係長）

そうですね。

[質疑] 伊藤委員

そういうことを考えたら、温泉とか浴場を含めて、もっと違う業種でもそういった用途別  
で使用料設定をして、値上げ分を少なくするような政策をもってもいいのではないでしょ  
うか。

[説明者]事務局（藤岡係長）

資料4-2に用途別使用料制の長所、短所を載せていますが、用途別は、用途の違いによ  
る原価の差異に、説得力のある根拠を得がたく、また企業形態が多様化する現状では、用  
途区分の設定に混乱が生じやすいという短所があります。

また、他市の例をみますと、用途別でたくさんの例を作っておられるところというのは、  
あまりないようです。

[質疑] 伊藤委員

ただ、先日、老人保健施設の方で料金統一して急に負担が多くなったということをおられましたよね。

[説明者] 事務局（宇田次長）

政策的な部分になろうかと思いますが、全国的な料金体系の中で、一番例が多いのは物価統制令による浴場汚水、それから必ずしも全部ではないですが温泉地があるところでは、温泉排水について特別料金を設定しています。そのほかはほとんどありません。ただ、東京都では減免で生活関連業種に対応しているという例があるようです。それも、東京都だけに限られている状況ではないかと思えます。

[質疑] 宇田川委員

大口の事業者だけは痛みは無しでもいいのかという部分はありますけれども、例えば、私見ですが、温泉汚水については据え置いていただくと、ただ一般排水についてはみなさんと痛みというか、何か共有するというか、お考えいただけるとうれしいと思います。値上がりというのは厳しいものがあるというふうに申し上げたいと思います。

[説明者] 事務局（宇田次長）

政策的な部分を含めまして、なかなか一般会計から基準外の繰入れをもらえるわけでもございません。端的に言えば、それ以上の経営努力をして値上げ自体を圧縮しろという話になるのかもしれませんが、9.51%の値上げと考えた場合は、こういう形での方法を考えざるを得ないということでございます。

[質疑] 加藤委員

心情的にはよく分かりますが、その分をどうやってカバーするのかっていうことを考えると、ここだけの問題ではないですよ。米子市が皆生という観光地をどういうふうに扱うのかという話になっていきますね。

温泉に配慮した場合、ではその分（不足分）は一般排水の使用料でカバーするとなった場合に、どうやって皆さんに説明するのかと思ったりするんですけどね。

1億6,000万円の増収を目指すのに、どのようにシェアするかということですが。

[質疑] 梅林委員

考え方ももう一つあって、今、市が示したやり方で値上げしてみる、しかし米子市としては、皆生温泉は一つの大きな目玉商品だからどうするのかという持っていく方もあると思うんです。

私見ですが、一般的な考えは、ケース1のようなやり方でいいと思いますね。

で、今、宇田川さんがいろいろ言われましたけど、そのまま流して、僕はポンと預けてしまった方がいいと思うんですよ。また別の声もあると思うんですよ。「温泉がそんなに流すんだったら大変だろ、市はこういうふうに考えなさい」という方向もあるでしょうね、またそれぞれグループ持っていますから、そういう話もできるわけですし、そうしません

と、一般排水はこれ、温泉はこれ、風呂はこれというスタイルで整理は難しいのではないかと個人的には思いますね。

[質疑] 細井会長

温泉が米子市にとって大事な産業であるということなので、多分に政策的な判断が入ってくるので、この審議会だけで全部の判断がなかなか難しいというご意見だと思います。それで、ケース1とケース2は基本料金のところが違うのと、あとは累進の問題だと思うんですよね。また、温泉排水の使用料のお話と、それに関連してケース1とケース2の累進をどういうふうに持って行くかってことになると思うんですけれども、次回はどれぐらいまで進めないといけないですか。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

審議会の開催は、今回を除いて、あと3回（年度内で2回、新年度1回）は可能だと考えています。

[質疑] 細井会長

そうしますと、梅林委員が言われましたようにケース1が基本形ということで、それを基本にしなが、今のこの場の雰囲気ですと、累進をもう少し下げますかね。大口の負担をもう少し低くする場合とか、あるいは、浴場とか温泉排水の単価をもう少し低くして同じような増収を目指すためにはどうするかといった辺りのシミュレーションをもう一度作ってもらいましょうか。それで、今日は出ませんでしたけど、例えば代表的な温泉旅館だとか値上げしたらどうなるのかとか、そこまではしなくてもいいんですかね。

[質疑] 梅林委員

出してもらった方がいいですよ。

[質疑] 細井会長

大手からそうでないところまでいろいろあるんでしょうけど、いくつかのパターンで、この旅館だとかなるというのを・・・、といいますのは、本日の資料4-7で一般排水の方はいくら上がるかなというのがイメージできて議論されていますけど、温泉の方もそういうふうなデータを出していただいた方が議論しやすいかなと。それで次回もう一度、かなり具体的な議論をさせていただくということで。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

ご確認いたします。

基本としましては、ケース1の基本水量8 m<sup>3</sup>、基本料金1,100円、これについては、みなさんほぼ同意をいただいたということで、これを基に累進をどう考えるかということでパターンを作成しますのと、浴場及び温泉排水をもう少し低くした場合は一般排水がどうなるのかというパターンを作って、どういった体系が望ましいのか検討いただく材料を当局の方から提示させていただくということ、それから、具体的な旅館の例を挙げて、使

用料がケースによってどういうふうになるかというのをお示しするというところでいいでしょうか。

[質疑] 細井会長

今日のところは、大枠で年間1億6,000万円増収したいということと、大きな枠組みの水量の区分と、基本料金については大体コンセンサスが得られました。

今回は、温泉が米子の特色ですので、それに対する配慮をどういう形で持っていこうかというあたりの議論になろうかと思います。一般家庭の料金はかなりの率で上がりますが、ご賛同いただいたということによろしいでしょうか。

[質疑] 加藤委員

ケース1は、2ヶ月10m<sup>3</sup>使用の人たちの使用料が据え置きになっているけれども、ここを2ヶ月100円だけでも値上げすれば、老健施設などの大口の負担も少し減らせるのではないかと思います。いかがでしょうか。

[質疑] 事務局（景井係長）

農集地区は平成24年度から、定額制から累進従量制となり、老健施設においても、料金が上がったところもあれば下がったところもありますが、公共下水道地区の老健施設については、平成23年度と平成24年度で料金が上がったという事はないということもご理解いただきたいと思います。

[質疑] 細井会長

先日の話でもそういうことでしたよね。

[説明者] 事務局（藤岡係長）

加藤委員が先ほど言われましたのは、基本料金を1,100円ではなく、1,150円にする案もつくるということでしょうか。

[質疑] 細井会長

ケース2は、1,200円ですけどね。

[質疑] 加藤委員

どうするのがいいんでしょうね。上げないといけないんだよね。

[質疑] 梅林委員

全体での増収額は変わらないんだからね。

[質疑] 佐藤委員

結局、どこを上げるかという話ですよ。増収すべき1億6,000万円というのは変わらないんだからね。私見ですけど、浴場とか温泉は今まで優遇されてきてますよね、だから、値上げの対象から外せというのは論外だと思うんですよ。全体から見たら、そ

れでもまだ優遇されているわけですからね。

[質疑] 伊藤委員

私は、だけど一定の政策というか配慮はあってもいいと思うんですけどね。

[質疑] 宇田川委員

地域によっては、温泉を下水道につないでいないところもありますよね。

[説明者] 事務局（宇田次長）

はい、皆生温泉はやさしい成分になりますが、濃い成分になりますと、下水施設で処理が出来ない、機械を傷めてしまうということになりますので、直接放流あるいは自分のところで処理してくれというところもあるようです。

[質疑] 宇田川委員

温泉地によっては、そのまま放流しているところもあるわけでございまして、これも不公平かなと思ったりもしますけどね。

### 3 その他

#### (1) 今後のスケジュール、審議事項について

[説明者] 事務局（藤岡係長）

(概要)

今回は事前に資料をお届けし、みなさんにご検討いただいた上で開催したいと思います。

次回開催予定は、1月です。場所と時間は今回と同じです。

また、今回の議事録については、佐藤委員、鶴田委員にご承認いただき確定とさせていただきます。

よろしくをお願いします。

### 4 閉会

下水道使用料改定スケジュール

資料5-2

年度	平成24年度												平成25年度												平成26年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
第1回審議会		5/29																							
第2回審議会				7/27																					
第3回審議会						9/19																			
第4回審議会								11/26																	
第5回審議会									1/23																
第6回審議会																									
条例改正案議会上程・可決																									
周知期間・住民説明会																									
情報センターシステム変更																									
新料金施行																									消費税改定

審議会各回の内容(案)

第1回審議会	5月29日	○委員委嘱 ○会長、副会長選出 ○下水道事業の概要について ○使用料改定の経過説明について
第2回審議会	7月27日	○下水道事業の財政状況及びH23決算状況について ○内浜処理場視察
第3回審議会	9月19日	○下水道事業の収支計画について
第4回審議会	11月26日	○使用料体系の見直しについて(基本使用料、水量区分、浴場汚水及び温泉汚水)
第5回審議会	1月23日	○使用料体系の見直しについて(基本使用料、水量区分、浴場汚水及び温泉汚水)
第6回審議会	3月	○答申案

【使用料改定時期の考え方】

- 1 使用料改定時期が後年にずれれば、将来の利用者へ負担を転嫁することになるため、早期の使用料改定が望ましい。
- 2 使用料改定は、議会の議決が必要であるとともに、市民への十分な周知が必要である。
- 3 長引く景気の低迷を踏まえ、市民に負担を求める使用料の改定は、十分な審議を尽くす必要がある。

現状では、新使用料体系の施行が年度途中になることが予想され、9.51%の改定率では平成27年度末の累積赤字解消は困難である。

平成25年11月から使用料を改定し、平成27年度末の赤字解消を目指した場合の改定率は、12.7%程度となる。

平成25年11月から使用料を改定し、平成28年度末の赤字解消を目指した場合の改定率は、10.2%程度となる。

## 第 1 回から第 4 回までの本審議会における委員意見概要

### 1 下水道事業及び農業集落排水事業の現状

米子市の公共下水道事業は、昭和 49 年の供用開始から 40 年近くが経過し、平成 23 年度末の地方債残高は約 416 億円に達している。事業開始当初に整備した区域は、大規模修繕や施設更新の時期を迎えている一方で、全国平均に比べて整備の進捗率は低く、事業完了まで 25 年程度を要する。景気の低迷が続く中、使用料収入の大幅な増収は期待できず、このまま推移すると平成 27 年度末の累積赤字は約 5 億円程度となる見込みである。

一方、農業集落排水事業は、既に整備は完了しているが、毎年度、一般会計からの基準外繰入れにより歳入不足を補てんしており、財政基盤は脆弱である。

### 2 使用料改定に対する基本的な考え方

厳しい経済情勢や、近い将来に見込まれる消費税の増税などにより、市民生活は極めて厳しい家計のやりくりを余儀なくされるが、一方、下水道事業の大幅な累積赤字を放置すれば、後年の使用者負担が増加し、世代間、地域間の負担の公平上、問題がある。

負担の先送りを防止するためには、現段階で、使用料改定を実施することはやむを得ない。

なお、公共下水道事業と農業集落排水事業は、平成 24 年度に使用料を統一したこと、また、農業集落排水事業は、一般会計から赤字補てんを行っていることを踏まえ、使用料改定は、公共下水道の累積赤字解消を前提に改定率を検討する。

### 3 使用料算定期間 (第 5 回審議会において再度検討)

使用料算定期間は、平成 25 年～平成 27 年度の 3 か年とする。

改定時期は、使用料の改定についての市民への十分な周知を行った上で、早期に改定することが望ましい。

(参考)

平成 18 年度及び平成 21 年度の本審議会では、下水道事業特別会計は平成 28 年度末の累積赤字解消を目指し経営健全化に努めることを前提に、使用料のあり方について検討している。

### 4 使用料対象経費

独立採算制の観点から、累積赤字を使用料算定の対象経費に加え、早期の赤字解消を図る。

赤字補てんを使用料改定によらず、一般会計からの繰入金で賄うことは、一般会計の財政運営を硬直させる要因の一つになるとともに、使用者でない市民の税金が下水道事業に投入されていることになり、公平な税負担とは言い難い。

### 5 使用料改定時期

使用料改定時期は、後年にずれるほど将来の使用者へ負担を転嫁することになるため、早期の使用料改定が望ましい。

## 6 使用料水準（改定率）（第5回審議会において再度検討）

累積赤字の早期解消のため、平均改定率を約10%とする。

## 7 使用料体系 （第5回審議会 継続検討事項）

### （1）基本となる体系

現行どおり、基本使用料に累進従量制を加算した二部使用料制とする。

### （2）基本使用料

高齢化の進展や単身者世帯の増加、節水機器の普及などで、現在の基本水量（10m<sup>3</sup>）以下しか使用していない世帯が全体の3割以上であること、また、上水道の基本水量が8m<sup>3</sup>であることを踏まえ、基本使用料を8m<sup>3</sup>1,100円とする。

（基本使用料の従来の方）

下水道事業は、施設整備型事業であることから、固定的経費の占める割合が高いため、固定的経費を基本使用料ですべて回収するとなると、基本使用料が高くなり過ぎ、その結果、一般世帯の使用者の負担が大きくなるといった問題がある。

### （3）累進度

平成23年度の本市の規模別汚水量及び収入状況を見ると、汚水量1,000m<sup>3</sup>以上の事業者（5.5%）の調定額が全体の34%を占めている。

水量ランク区分を増やすことにより、単価間の格差を縮め、使用料引上げによる事業所に及ぼす影響を軽減する。また、大口需要者は改定率が低くても金額にするとその影響が大きいため、逡増度を引き下げる。

ア 水量ランク 250m<sup>3</sup>区分の新設

イ 累進度の引下げ

### （4）浴場汚水 （第5回審議会 継続審議事項）

（第4回審議会事務局案）

使用料単価の1/2程度を浴場汚水単価とする。

大量使用を抑制する累進従量制は、採用しない。

⇒使用料単価84円/m<sup>3</sup>

（理由）

物価統制令の対象となっている銭湯の汚水については、公衆衛生や生活上のミニマムを維持するため、経営に配慮する必要があること。

### （5）温泉汚水 （第5回審議会継続審議事項）

（第4回審議会事務局案）

浴場汚水と同様の単価とする。

⇒使用料単価 84円/m<sup>3</sup>

(理由)

- ①温泉汚水は、固形物、浮遊物がほとんどなく、排水量に対して一般汚水よりも処理経費が安いこと。
- ②温泉旅館業は、排水量を減らすことが困難な事業であること。
- ③温泉水を使用する観光関連施設に対して、市として一定の配慮をする必要があること。

## 要望事項

### 1 経営努力の一層の推進について

使用料の引上げに際しては、その負担のすべてを使用者に求めるのではなく、市においても経営の合理化・効率化などの経営改善を進めていくことが必要である。

使用料引上げ後においても、引き続き経営改善を行い財政の健全化に努めていただきたい。

### 2 普及促進に向けた努力

下水道事業は施設設置型事業であり、巨額の先行投資による地方債元利償還金や施設の運転に占める動力費等の固定的経費が高額である反面、使用者の増加による維持管理費の増加率は低い傾向にある。これは、公共下水道が使用者の増加による収支改善効果が高い事業であることを示している。また、使用者が増加しない場合は、現在の使用者が地方債償還金の固定的経費を負担していくことになる。

使用者の増が早期の収支改善につながることから、普及率、水洗化率の向上を強力に推進する必要がある。

しかし、下水道への接続に当たっては、受益者負担金のほか、宅内配管工事経費もかかり、大きな個人負担が生じる場合もある。下水道の普及促進のためには、さらなる市民への融資制度の広報、制度の拡大も検討する必要がある。

### 3 明確な経営見通し

本市の下水道は、整備開始から40年が経過しているが、公共下水道では整備予定区域の約40%は未だに未整備の地域であり、整備終了まで25年程度を要する。今後は、弓ヶ浜地区等の市街化調整区域の整備が予定されている。当該地域は市街化区域に比べて人口密度が低く、加えて、市の人口は減少局面に入っている。

一方で、事業開始時の施設は既存施設の改築、更新の時代を迎えており、維持管理の規模が拡大することで経常的な負担も年々増加している。下水道は、生活基盤をなすライフラインであり、市民生活の安心安全確保のためにも、適切な施設の維持・更新がなされなければならない。

今後の整備を進めるに当たっては、施設の改築・更新経費を含めた将来の負担を明らかにするとともに、歳入確保の視点を持った収支計画を立て、適切な経営分析を行う必要がある。

#### 4 市民への広報

下水道使用料の賦課及び徴収率向上には、市民の協力と理解が必須であり、積極的な広報に努められたい。

#### 5 井戸水使用

井戸水を使用した場合も下水道使用料として賦課されるが、井戸水の利用者とその他の利用者との間に使用料負担の不公平が生じないように、使用水量の把握を行っていただきたい。

#### 6 今後の使用料改定について

下水道使用料は、下水道事業歳入の根幹をなすものであり、今審議会での検討で終わるのではなく、今回の使用料改定により財政状況がどう変わったかを分析し、3年後に使用料のあり方を検討していく必要がある。

## 温泉污水の使用料について

資料5-4

### 1 現行の使用料体系

累進従量制を採用せず、1m<sup>3</sup>当たり73.5円(税込み)で算定している。

(理由)

- ①温泉污水は、固形物、浮遊物がほとんどなく、排水量に対して一般排水よりも処理経費が低い。
- ②温泉旅館業は、排水量を減らすことが困難な事業である。
- ③温泉水を使用する観光関連施設に対して、市として一定の配慮をする必要がある。

(参考)温泉污水の平成23年度処理原価…124円/m<sup>3</sup>

### 2 温泉污水に係る有収水量と使用料調定額の現状

平成23年度	有収水量	使用料調定額
公共下水道総計 A	10,388,850 m <sup>3</sup>	1,685,336,606 円
うち 温泉水 B	514,565 m <sup>3</sup>	37,820,495 円
温泉水の占める割合 B/A	4.95 %	2.24 %

### 3 認定水量等の現状

温泉污水は、排水量の認定について、浴槽の容量1杯分を毎日の排水量として認定している。

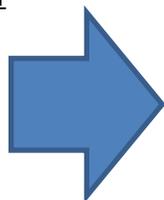
(理由)

- ①大半の施設は、温泉水を循環させずに流し続ける「掛け流し」で使用しているため、排水量を減らすことができない状態である。
- ②皆生温泉は塩湯であり、温泉メーターを設置することが困難である。

4 使用料改定を行った場合の使用料シミュレーション  
 ※平均的な使用料の旅館を想定

【現行使用料(年額)】	
一般汚水	10,034 m <sup>3</sup> 2,436,409 円
温泉汚水 …73.5円(税込み単価)	10,884 m <sup>3</sup> 799,974 円
<b>計</b>	<b>3,236,383 円</b>

第4回審議会資料の  
 【ケース1】【ケース2】に  
 温泉使用料を加算して  
 試算



【ケース1】	
一般汚水	10,034 m <sup>3</sup> 2,616,778 円 180,369 円 増
温泉汚水 …88.2円(税込み単価)	10,884 m <sup>3</sup> 959,964 円 159,990 円 増
<b>計</b>	<b>340,359 円 増</b>

【ケース1】	
一般汚水	10,034 m <sup>3</sup> 2,616,778 円 180,369 円 増
温泉汚水 …84円(税込み単価)	10,884 m <sup>3</sup> 914,256 円 114,282 円 増
<b>計</b>	<b>294,651 円 増</b>

【ケース1】	
一般汚水	10,034 m <sup>3</sup> 2,616,778 円 180,369 円 増
温泉汚水 …80.85円(税込み単価)	10,884 m <sup>3</sup> 879,971 円 79,997 円 増
<b>計</b>	<b>260,366 円 増</b>

【ケース2】	
一般汚水	10,034 m <sup>3</sup> 2,546,508 円 110,099 円 増
温泉汚水 …88.2円(税込み単価)	10,884 m <sup>3</sup> 959,964 円 159,990 円 増
<b>計</b>	<b>270,089 円 増</b>

【ケース2】	
一般汚水	10,034 m <sup>3</sup> 2,546,508 円 110,099 円 増
温泉汚水 …84円(税込み単価)	10,884 m <sup>3</sup> 914,256 円 114,282 円 増
<b>計</b>	<b>224,381 円 増</b>

【ケース2】	
一般汚水	10,034 m <sup>3</sup> 2,546,508 円 110,099 円 増
温泉汚水 …80.85円(税込み単価)	10,884 m <sup>3</sup> 879,971 円 79,997 円 増
<b>計</b>	<b>190,096 円 増</b>

- ・浴場污水単価は、使用料単価の1/2とする。
- ・温泉污水単価は、従来から水量認定等により使用料の負担について一定の配慮を行っている現状を踏まえ、浴場污水と同様の単価設定とする。



(第4回審議会事務局案) 使用料単価を税込み88.2円とし、収入必要額の残りを一般污水で負担する。

現行制度 1 m<sup>3</sup>当たり73.5円 (税込み)

	水量 (m <sup>3</sup> )	水量×73.5(円) ①
浴場污水	63,464	4,664,596
温泉污水	514,565	37,820,495
計	578,029	42,485,091

改定案A 1 m<sup>3</sup>当たり88.2円 (税込み)

(考え方) 使用料単価の1/2程度とする。

※第4回審議会事務局案

	水量 (m <sup>3</sup> )	調定額(円) ②	増額②-① (円)	改定率
浴場污水	63,464	5,597,525	932,929	20.0%
温泉污水	514,565	45,384,633	7,564,138	20.0%
計	578,029	50,982,158	8,497,067	

改定案B 1 m<sup>3</sup>当たり84円 (税込み)

(考え方) 使用料単価の1/2程度とするA案の改定率を抑えたもの。

	水量 (m <sup>3</sup> )	調定額(円) ③	増額③-① (円)	改定率
浴場污水	63,464	5,330,976	666,380	14.3%
温泉污水	514,565	43,223,460	5,402,965	14.3%
計	578,029	48,554,436	6,069,345	

改定案C 1 m<sup>3</sup>当たり80.85円 (税込み)

(考え方) 一般污水と同程度の改定率とする。

	水量 (m <sup>3</sup> )	調定額(円) ④	増額④-① (円)	改定率
浴場污水	63,464	5,131,064	466,468	10.0%
温泉污水	514,565	41,602,580	3,782,085	10.0%
計	578,029	46,733,645	4,248,554	

下水道使用料改定シミュレーション

資料5-6

	基本使用料		累進度	浴場汚水・温泉汚水			一般汚水への負担		A+B (千円)
	水量 (m <sup>3</sup> )	金額 (千円)		税抜き単価 (円/m <sup>3</sup> )	現行差額A (千円)	改定率 (%)	現行差額B (千円)	改定率 (%)	
現 行	10	1,100	2.36	70	—	—	—	—	—
ケ ー ス 4	8	1,100	2.04	84	8,497	20.0	170,206	10.36	178,703
ケ ー ス 5	8	1,150	1.90	80	6,069	14.3	172,859	10.52	178,928
ケ ー ス 6	8	1,150	1.91	77	4,249	10.0	174,087	10.60	178,336
ケ ー ス 7	8	1,100	2.05	84	8,497	20.0	157,332	9.58	165,829
ケ ー ス 8	8	1,150	1.91	80	6,069	14.3	159,866	9.73	165,935
ケ ー ス 9	8	1,200	1.80	77	4,249	10.0	161,486	9.83	165,735

※平成25年11月に使用料を改定し、平成28年度末の累積赤字解消を目指した試算  
 …ケース4、ケース5、ケース6

※平成25年度当初に使用料を改定し、平成27年度末の累積赤字解消を目指した試算（当初審議案）  
 …ケース7、ケース8、ケース9

下水道使用料改定シミュレーション

資料5-6 (追加資料)

	基本使用料		累進度	浴場汚水・温泉汚水			一般汚水への負担		A+B (千円)
	水量 (m <sup>3</sup> )	金額 (千円)		税抜き単価 (円/m <sup>3</sup> )	現行差額A (千円)	改定率 (%)	現行差額B (千円)	改定率 (%)	
現 行	10	1,100	2.36	70	—	—	—	—	—
ケ ー ス 4	8	1,100	2.04	84	8,497	20.0	170,206	10.36	178,703
ケース5-1	8	1,100	2.00	80	6,069	14.3	172,697	10.51	178,766
ケース6-1	8	1,100	2.00	77	4,249	10.0	173,991	10.59	178,240

※平成25年11月に使用料を改定し、平成28年度末の累積赤字解消を目指した試算  
 …ケース4、ケース5-1、ケース6-1

下水道使用料改定シミュレーション

(基本水量…8m<sup>3</sup> 基本料金1,100円)

(基本水量…8m<sup>3</sup> 基本料金1,150円)

(基本水量…8m<sup>3</sup> 基本料金1,150円)

現 行

料金表 2か月 (税抜き)		
基本 料金	水量区分(m3まで)	20
	料金(円)	2,200
	料金単価(円/m3)	110.00
超 過 料 金		
水量区分(m3)		料金(円/m3)
21 ~	40	120
41 ~	100	154
101 ~	200	200
201 ~	1,000	236
1,001 ~	2,000	244
2,001 ~		260
~		
~		
~		
累進度	最大超過/基本単価	2.36
	最大超過/最小超過	2.17

CASE 4

料金表 2か月 (税抜き)		
基本 料金	水量区分(m3まで)	16
	料金(円)	2,200
	料金単価(円/m3)	
超 過 料 金		
水量区分(m3)		料金(円/m3)
17 ~	40	132
41 ~	100	170
101 ~	200	219
201 ~	500	236
501 ~	1,000	260
1,001 ~	2,000	270
2,001 ~		280
~		
~		
~		
累進度	最大超過/基本単価	2.04
	最大超過/最小超過	2.12

CASE 5

料金表 2か月 (税抜き)		
基本 料金	水量区分(m3まで)	16
	料金(円)	2,300
	料金単価(円/m3)	
超 過 料 金		
水量区分(m3)		料金(円/m3)
17 ~	40	132
41 ~	100	170
101 ~	200	220
201 ~	500	236
501 ~	1,000	250
1,001 ~	2,000	264
2,001 ~		273
~		
~		
~		
累進度	最大超過/基本単価	1.90
	最大超過/最小超過	2.07

CASE 6

料金表 2か月 (税抜き)		
基本 料金	水量区分(m3まで)	16
	料金(円)	2,300
	料金単価(円/m3)	
超 過 料 金		
水量区分(m3)		料金(円/m3)
17 ~	40	132
41 ~	100	167
101 ~	200	220
201 ~	500	240
501 ~	1,000	250
1,001 ~	2,000	265
2,001 ~		275
~		
~		
~		
累進度	最大超過/基本単価	1.91
	最大超過/最小超過	2.08

消費税率	5%
------	----

消費税率	5%
------	----

消費税率	5%
------	----

消費税率	5%
------	----

改定率(理論値)		-
年間使用料収入 (千円/年)	税抜	1,564,620
	現行差額	-
	税込	1,642,852
	現行差額	-

改定率(理論値)		10.36%
年間使用料収入 (千円/年)	税抜	1,726,721
	現行差額	162,101
	税込	1,813,057
	現行差額	170,206

改定率(理論値)		10.52%
年間使用料収入 (千円/年)	税抜	1,729,248
	現行差額	164,627
	税込	1,815,710
	現行差額	172,859

改定率(理論値)		10.60%
年間使用料収入 (千円/年)	税抜	1,730,418
	現行差額	165,797
	税込	1,816,939
	現行差額	174,087

※ 改定率(理論値)には、改定により値上げしたことによる収納率の低下は考慮していません。

使用水量別使用料(円/2か月 税込み)		改定率
10 m3	2,310	-
20 m3	2,310	-
30 m3	3,570	-
40 m3	4,830	-
50 m3	6,447	-
100 m3	14,532	-
200 m3	35,532	-
500 m3	109,872	-
1,000 m3	233,772	-
2,000 m3	489,972	-
5,000 m3	1,308,972	-

使用水量別使用料(円/2か月 税込み)		差額
10 m3	2,310	0
20 m3	2,864	554
30 m3	4,250	680
40 m3	5,636	806
50 m3	7,421	974
100 m3	16,346	1,814
200 m3	39,341	3,809
500 m3	113,681	3,809
1,000 m3	250,181	16,409
2,000 m3	533,681	43,709
5,000 m3	1,415,681	106,709

使用水量別使用料(円/2か月 税込み)		差額
10 m3	2,415	105
20 m3	2,969	659
30 m3	4,355	785
40 m3	5,741	911
50 m3	7,526	1,079
100 m3	16,451	1,919
200 m3	39,551	4,019
500 m3	113,891	4,019
1,000 m3	245,141	11,369
2,000 m3	522,341	32,369
5,000 m3	1,382,291	73,319

使用水量別使用料(円/2か月 税込み)		差額
10 m3	2,415	105
20 m3	2,969	659
30 m3	4,355	785
40 m3	5,741	911
50 m3	7,494	1,047
100 m3	16,262	1,730
200 m3	39,362	3,830
500 m3	114,962	5,090
1,000 m3	246,212	12,440
2,000 m3	524,462	34,490
5,000 m3	1,390,712	81,740

下水道使用料改定シミュレーション

(基本水量…8m<sup>3</sup> 基本料金1,100円)

(基本水量…8m<sup>3</sup> 基本料金1,150円)

(基本水量…8m<sup>3</sup> 基本料金1,200円)

現 行		
料金表 2か月 (税抜き)		
基本 料金	水量区分(m3まで)	20
	料金(円)	2,200
	料金単価(円/m3)	110.00
超 過 料 金		
	水量区分(m3)	料金(円/m3)
	21 ~	40 120
	41 ~	100 154
	101 ~	200 200
	201 ~	1,000 236
	1,001 ~	2,000 244
	2,001 ~	260
	~	
	~	
	~	
累進度	最大超過/基本単価	2.36
	最大超過/最小超過	2.17
消費税率		5%
改定率(理論値)		
年間使用料収入 (千円/年)	税抜	1,564,620
	現行差額	-
	税込	1,642,852
	現行差額	-

CASE 7		
料金表 2か月 (税抜き)		
基本 料金	水量区分(m3まで)	16
	料金(円)	2,200
	料金単価(円/m3)	
超 過 料 金		
	水量区分(m3)	料金(円/m3)
	17 ~	40 129
	41 ~	100 168
	101 ~	200 218
	201 ~	500 236
	501 ~	1,000 257
	1,001 ~	2,000 266
	2,001 ~	282
	~	
	~	
	~	
累進度	最大超過/基本単価	2.05
	最大超過/最小超過	2.19
消費税率		5%
改定率(理論値)		
年間使用料収入 (千円/年)	税抜	1,714,460
	現行差額	149,840
	税込	1,800,183
	現行差額	157,332

CASE 8		
料金表 2か月 (税抜き)		
基本 料金	水量区分(m3まで)	16
	料金(円)	2,300
	料金単価(円/m3)	
超 過 料 金		
	水量区分(m3)	料金(円/m3)
	17 ~	40 129
	41 ~	100 163
	101 ~	200 218
	201 ~	500 235
	501 ~	1,000 255
	1,001 ~	2,000 266
	2,001 ~	275
	~	
	~	
	~	
累進度	最大超過/基本単価	1.91
	最大超過/最小超過	2.13
消費税率		5%
改定率(理論値)		
年間使用料収入 (千円/年)	税抜	1,716,874
	現行差額	152,253
	税込	1,802,718
	現行差額	159,866

CASE 9		
料金表 2か月 (税抜き)		
基本 料金	水量区分(m3まで)	16
	料金(円)	2,400
	料金単価(円/m3)	
超 過 料 金		
	水量区分(m3)	料金(円/m3)
	17 ~	40 129
	41 ~	100 157
	101 ~	200 214
	201 ~	500 236
	501 ~	1,000 257
	1,001 ~	2,000 260
	2,001 ~	270
	~	
	~	
	~	
累進度	最大超過/基本単価	1.80
	最大超過/最小超過	2.09
消費税率		5%
改定率(理論値)		
年間使用料収入 (千円/年)	税抜	1,718,417
	現行差額	153,796
	税込	1,804,337
	現行差額	161,486

※ 改定率(理論値)には、改定により値上げしたことによる収納率の低下は考慮していません。

使用水量別使用料 (円/2か月 税込み)		改定率
10 m3	2,310	-
20 m3	2,310	-
30 m3	3,570	-
40 m3	4,830	-
50 m3	6,447	-
100 m3	14,532	-
200 m3	35,532	-
500 m3	109,872	-
1,000 m3	233,772	-
2,000 m3	489,972	-
5,000 m3	1,308,972	-

使用水量別使用料 (円/2か月 税込み)		差額
10 m3	2,310	0
20 m3	2,851	541
30 m3	4,206	636
40 m3	5,560	730
50 m3	7,324	877
100 m3	16,144	1,612
200 m3	39,034	3,502
500 m3	113,374	3,502
1,000 m3	248,299	14,527
2,000 m3	527,599	37,627
5,000 m3	1,415,899	106,927

使用水量別使用料 (円/2か月 税込み)		差額
10 m3	2,415	105
20 m3	2,956	646
30 m3	4,311	741
40 m3	5,665	835
50 m3	7,377	930
100 m3	15,934	1,402
200 m3	38,824	3,292
500 m3	112,849	2,977
1,000 m3	246,724	12,952
2,000 m3	526,024	36,052
5,000 m3	1,392,274	83,302

使用水量別使用料 (円/2か月 税込み)		差額
10 m3	2,520	210
20 m3	3,061	751
30 m3	4,416	846
40 m3	5,770	940
50 m3	7,419	972
100 m3	15,661	1,129
200 m3	38,131	2,599
500 m3	112,471	2,599
1,000 m3	247,396	13,624
2,000 m3	520,396	30,424
5,000 m3	1,370,896	61,924

下水道使用料改定シミュレーション

(基本水量…8m<sup>3</sup> 基本料金1,100円)

(基本水量…8m<sup>3</sup> 基本料金1,100円)

(基本水量…8m<sup>3</sup> 基本料金1,100円)

現 行

料金表 2か月 (税抜き)		
基本 料金	水量区分(m3まで)	20
	料金(円)	2,200
	料金単価(円/m3)	110.00
超 過 料 金		
水量区分(m3)		料金(円/m3)
21 ~	40	120
41 ~	100	154
101 ~	200	200
201 ~	1,000	236
1,001 ~	2,000	244
2,001 ~		260
~		
~		
~		
累進度	最大超過/基本単価	2.36
	最大超過/最小超過	2.17

CASE 4

料金表 2か月 (税抜き)		
基本 料金	水量区分(m3まで)	16
	料金(円)	2,200
	料金単価(円/m3)	
超 過 料 金		
水量区分(m3)		料金(円/m3)
17 ~	40	132
41 ~	100	170
101 ~	200	219
201 ~	500	236
501 ~	1,000	260
1,001 ~	2,000	270
2,001 ~		280
~		
~		
~		
累進度	最大超過/基本単価	2.04
	最大超過/最小超過	2.12

CASE 5-1

料金表 2か月 (税抜き)		
基本 料金	水量区分(m3まで)	16
	料金(円)	2,200
	料金単価(円/m3)	
超 過 料 金		
水量区分(m3)		料金(円/m3)
17 ~	40	132
41 ~	100	171
101 ~	200	222
201 ~	500	241
501 ~	1,000	260
1,001 ~	2,000	270
2,001 ~		275
~		
~		
~		
累進度	最大超過/基本単価	2.00
	最大超過/最小超過	2.08

CASE 6-1

料金表 2か月 (税抜き)		
基本 料金	水量区分(m3まで)	16
	料金(円)	2,200
	料金単価(円/m3)	
超 過 料 金		
水量区分(m3)		料金(円/m3)
17 ~	40	132
41 ~	100	171
101 ~	200	223
201 ~	500	242
501 ~	1,000	260
1,001 ~	2,000	270
2,001 ~		275
~		
~		
~		
累進度	最大超過/基本単価	2.00
	最大超過/最小超過	2.08

消費税率	5%
------	----

消費税率	5%
------	----

消費税率	5%
------	----

消費税率	5%
------	----

改定率(理論値)		-
年間使用料収入 (千円/年)	税抜	1,564,620
	現行差額	-
	税込	1,642,852
	現行差額	-

改定率(理論値)		10.36%
年間使用料収入 (千円/年)	税抜	1,726,721
	現行差額	162,101
	税込	1,813,057
	現行差額	170,206

改定率(理論値)		10.51%
年間使用料収入 (千円/年)	税抜	1,729,093
	現行差額	164,473
	税込	1,815,548
	現行差額	172,697

改定率(理論値)		10.59%
年間使用料収入 (千円/年)	税抜	1,730,327
	現行差額	165,706
	税込	1,816,843
	現行差額	173,991

※ 改定率(理論値)には、改定により値上げしたことによる収納率の低下は考慮していません。

使用水量別使用料(円/2か月 税込み)		改定率
10 m3	2,310	-
20 m3	2,310	-
30 m3	3,570	-
40 m3	4,830	-
50 m3	6,447	-
100 m3	14,532	-
200 m3	35,532	-
500 m3	109,872	-
1,000 m3	233,772	-
2,000 m3	489,972	-
5,000 m3	1,308,972	-

使用水量別使用料(円/2か月 税込み)		差額
10 m3	2,310	0
20 m3	2,864	554
30 m3	4,250	680
40 m3	5,636	806
50 m3	7,421	974
100 m3	16,346	1,814
200 m3	39,341	3,809
500 m3	113,681	3,809
1,000 m3	250,181	16,409
2,000 m3	533,681	43,709
5,000 m3	1,415,681	106,709

使用水量別使用料(円/2か月 税込み)		差額
10 m3	2,310	0
20 m3	2,864	554
30 m3	4,250	680
40 m3	5,636	806
50 m3	7,431	984
100 m3	16,409	1,877
200 m3	39,719	4,187
500 m3	115,634	5,762
1,000 m3	252,134	18,362
2,000 m3	535,634	45,662
5,000 m3	1,401,884	92,912

使用水量別使用料(円/2か月 税込み)		差額
10 m3	2,310	0
20 m3	2,864	554
30 m3	4,250	680
40 m3	5,636	806
50 m3	7,431	984
100 m3	16,409	1,877
200 m3	39,824	4,292
500 m3	116,054	6,182
1,000 m3	252,554	18,782
2,000 m3	536,054	46,082
5,000 m3	1,402,304	93,332